回覧



交通安全協会だより



～めざせ安全で安心な車社会 北海道～

冬道の環境に応じた安全運転

スリップ事故防止

○スピードを控え、慎重な運転を心がけましょう！

○車間距離は、路面乾燥の２倍以上を目安に十分確保しましょう！

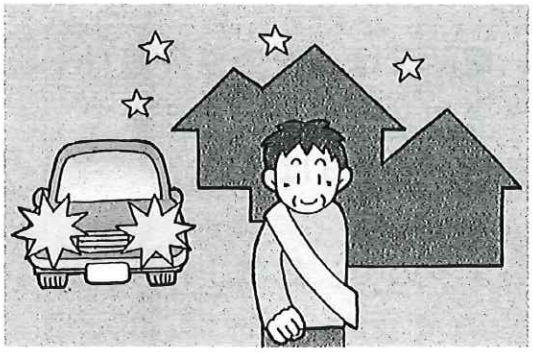


○急加速、急ブレーキ、急ハンドルなど急のつく操作は禁物です！



○氷雪が溶けやすい交差点とその周辺では、特に注意しましょう！

～反射材を着用し、自分の身を守ろう～



夕暮れ時や夜間は、歩行者が車から見えにくくなります。事故防止のため、反射材を積極的に身につけ、自分の存在をドライバーに知らせましょう。

これからは、雪かきの時期です。反射材を活用して、安全に作業しましょう。

当協会では、各種反射材の斡旋をしております。当協会窓口（せたな警察署内）へお気軽にご連絡お願い致します。

飲酒運転は、
悪質な犯罪です

STOP！！飲酒運転
しない　させない　許さない
そして
見逃さない



せたな地区交通安全協会連合会・R８年１１月発行・８４－６１１０（せたな警察署内）

回覧

『優良運転被表彰候補者は申告を』

せたな地区交通安全協会連合会

～無事故１５年で、かつ無違反５年以上の優良運転者表彰候補者の自己申告について～

１．表彰する団体は、社団法人　函館方面交通安全協会です。

２．表彰を受ける資格を有する方

・第１に、せたな地区交通安全協会連合会へ加入している会員の方です。

・第２に、令和８年１２月３１日までに、函館方面交通安全協会と北海道交通安全協会から優良運転者として表彰を受けたことのない方です。

・第３に、平成２３年１２月３１日以前に免許証を取得され、運転経験が満１５年以上の方と、平成２４年1月１日～令和８年１２月３１日までの１５年間無事故の方で（無事故１５年以上の方も有資格者です）なおかつ、令和４年１月１日～令和８年１２月３１日までの満５年間無違反の方（無違反５年以上の方も有資格者です）

第３の無事故・無違反の２つの資格がそろった方が候補者として申告ができます。

３．申告先は、せたな地区交通安全協会連合会へ、電話又は、安全協会窓口（せたな警察署内）へ免許証と印鑑を持参のうえ令和９年１月１３日までに来署願います。（土・日・祝日、１２月２９日～１月３日は除く。）

４．電話での申告者には、後日必要書類をお送りしますので、記載、押印の上返却していただきます。

◎　１５年表彰を授与された後、無事故無違反２０年表彰・３０年表彰に、該当と思われる方で表彰を希望される方は、下記まで申告をして下さい。又、申告に関してご不明な点がありましたら下記へご連絡お願いします。

せたな地区交通安全協会連合会

℡（０１３７）８４－６１１０　（せたな警察署内）